

## 第Ⅲ部

# 那珂川町 子ども・子育て支援事業計画 (平成 29 年度改定)

# 1. 教育・保育提供区域の設定

## ●教育・保育提供区域とは

教育・保育施設等の確保に向けた需給調整（「量の見込み」と「確保方策」の調整）の単位を示すものであり、ニーズ調査の結果や教育・保育の提供の実態等から「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」や「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

## ●3つの視点より教育・保育提供区域を設定

- 視点① 那珂川町内の生活圏が狭い。
- 視点② 町全体で事業量の需給調整がしやすいため、利用者のニーズに柔軟に対応できる。
- 視点③ 現在の施設の位置について、若干の偏りはあるが、保護者の通勤経路、生活圏等を考慮すれば適当である。

## ●教育・保育提供区域について

「町全域」を教育・保育提供区域とします。

## ●地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

事業区分	区域設定	考え方
時間外保育事業 （延長保育）	町全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「町全域」とする。
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	町全域	供給体制の状況を踏まえ、「町全域」とする。
地域子育て支援拠点事業	町全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「町全域」とする。
一時預かり事業	町全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「町全域」とする。
病児・病後児保育事業	町全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「町全域」とする。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	町全域	事業特性を踏まえ、「町全域」とする。
利用者支援事業	町全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、「町全域」とする。
乳児家庭全戸訪問事業	町全域	事業特性を踏まえ、「町全域」とする。
養育支援訪問事業	町全域	事業特性を踏まえ、「町全域」とする。
妊婦健康診査	町全域	事業特性を踏まえ、「町全域」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	事業特性を踏まえ、「町全域」とする。

## 2. 教育・保育提供体制の確保

〔 施策体系 2-2-1-3-56 幼稚園運営検討・研修の実施  
3-2-1-1-104 待機児童のない施設環境整備 〕

### (1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川町に居住する子どもの幼稚園や保育所等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

#### ① 支給認定区分の設定

支給認定区分は、以下のように設定します。

支給認定	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	3～5歳	必要性はあるが 教育を希望	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
		あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

#### ② 量の見込みと確保方策

##### ■ 平成 27 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定
			教育	保育	
① 量の見込み		823 人	222 人	622 人	529 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	(町内) 39 人 (他市町村) 105 人		591 人	330 人
	確認を受けない幼稚園	980 人			
	届出(認可外)保育施設			0 人	0 人
	地域型保育事業※ <sup>2</sup>				0 人
	② 確保方策の合計	1124 人		591 人	330 人
②-①=		79 人		-31 人	-199 人

※1 幼稚園，保育所，認定こども

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

■平成 28 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定
			教育	保育	
①量の見込み		807 人	218 人	606 人	515 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	(町内) 39 人		645 人	496 人
		(他市町村) 105 人			
	確認を受けない幼稚園	980 人			
	届出(認可外)保育施設			0 人	0 人
	地域型保育事業				0 人
②確保方策の合計		1124 人		645 人	496 人
②-①=		99 人		39 人	-19 人

●平成 29 年度以降は、平成 28 年度までの実績をもとに数値を見直しています。

■平成 29 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定
			教育	保育	
①量の見込み		924 人	181 人	508 人	647 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	(町内) 60 人		631 人	518 人
		(他市町村) 212 人			
	確認を受けない幼稚園	980 人			
	届出(認可外)保育施設			0 人	0 人
	地域型保育事業				0 人
②確保方策の合計		1252 人		631 人	518 人
②-①=		147 人		123 人	-129 人

■平成 30 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定
			教育	保育	
①量の見込み		875 人	206 人	579 人	647 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	(町内) 210 人		676 人	555 人
		(他市町村) 212 人			
	確認を受けない幼稚園	700 人			
	届出(認可外)保育施設			0 人	0 人
	地域型保育事業				38 人
②確保方策の合計		1122 人		676 人	593 人
②-①=		41 人		97 人	-54 人

## ■平成 31 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定
			教育	保育	
①量の見込み		858 人	221 人	619 人	647 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	(町内) 210 人 (他市町村) 212 人		676 人	555 人
	確認を受けない幼稚園	700 人			
	届出(認可外)保育施設			0 人	0 人
	地域型保育事業				38 人
	②確保方策の合計	1122 人		676 人	593 人
②-①=		43 人		57 人	-54 人

### ③確保内容について

#### ■1号認定及び2号認定（教育希望）の確保内容

学校教育の利用希望が強い幼稚園の2号認定の確保については、国の手引きにて、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことを基本としていますが、1号認定の確保方策に含めて確保することを可能としています。

このことより、既存の幼稚園で1号認定、2号認定の児童の受け入れをしていきます。

#### ■2号認定（保育希望）及び3号認定の確保内容

平成30年度に小規模保育施設（2ヶ所・合計定員38名）が開園予定です。

国は「待機児童解消加速化プラン」にて、平成29年度末までに待機児童解消を目指すことを示していましたが、未だ解消には至っておらず、平成29年度末以降は計画を延長し「子育て安心プラン」として、遅くとも平成32年度末までに待機児童解消を目指すこととしています。そのため、本町では平成31年度末までに需給調整を行うこととし、供給不足については、今後の状況に応じながら、既存の認可保育所の定員増員などで確保を行うよう努めていきます。

## **(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進**

児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤に配慮し、適正に配置します。

## **(3) 教育・保育の質の向上**

ニーズ調査では幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

## **(4) 数値の変更について**

国は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、計画期間の中間年における見直しを行うことを示しています。そのため、本町では平成29年度以降の計画について、平成28年度までの実績をもとに数値の見直しを行っていきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川町に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

#### **時間外保育事業(延長保育)**

(施策体系 3-2-1-1-105 保育時間の拡大)

##### ■事業概要

保護者の就労状況により、認可保育所等で通常の保育時間外において、延長保育を行う事業。現在は、認可保育所にて1時間の延長保育を実施しています。

##### ■対象年齢

0～5歳

##### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	220	215	206	202	196
②確保数	220	215	206	202	196
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人)

##### ■確保方策について

現在行っている時間外保育を継続する形で、時間外保育事業を実施していきます。

## 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

(施策体系 3-2-2-114 待機児童のない施設環境整備)

### ■事業概要

保護者の就労や疾病等を理由に、放課後に家庭で保育できない状況にある町内小学校に通う児童に対して、専用施設や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

### ■対象児童

1～6年生

### ■量の見込みと確保数

小学校区	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南 畑	①量の見込み	13	12	9	8	7
	②確保数	13	12	40	40	40
	②-①=	0	0	31	32	33
岩 戸	①量の見込み	58	62	42	43	44
	②確保数	58	62	40	80	80
	②-①=	0	0	-2	37	36
岩戸北	①量の見込み	99	99	125	122	118
	②確保数	99	99	120	120	120
	②-①=	0	0	-5	-2	2
安 徳	①量の見込み	63	63	104	101	98
	②確保数	63	63	120	120	120
	②-①=	0	0	16	19	22
安徳北	①量の見込み	110	112	120	118	116
	②確保数	110	112	120	120	120
	②-①=	0	0	0	2	4
片 縄	①量の見込み	49	50	87	86	88
	②確保数	49	50	120	120	120
	②-①=	0	0	33	34	32
安徳南	①量の見込み	125	123	91	87	82
	②確保数	125	123	120	120	120
	②-①=	0	0	29	33	38
全 体	①量の見込み	517	521	578	565	553
	②確保数	517	521	680	720	720
	②-①=	0	0	102	155	167

(単位：人)

### ■確保方策について

平成 28 年度と平成 29 年度の学童保育所の増改築により、定員の拡充に努め、ニーズを満たすよう確保していきます。



## 子育て短期支援事業(ショートステイ)

(施策体系 3-2-1-1-107 子育て短期支援事業の検討)

### ■事業概要

#### 【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養育施設等で一時的に預かります。

#### 【夜間養護等(トワイライト)事業】

保護者が仕事その他の事由により平日の夜間または休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養育支援等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

### ■対象年齢

0～5歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	96	93	90	88	85
②確保数	96	93	90	88	85
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人日)

### ■確保方策について

近隣に受け入れ可能な児童養育施設等がないことから、当分の間は、児童相談所やファミリー・サポート・センター等の利用を推進しながら検討していきます。

## 地域子育て支援拠点事業

(施策体系 1-2-1-1-11 地域子育て支援拠点の整備)

### ■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。現在、ふれあいこども館となかがわ保育園にて実施しています。

### ■対象年齢

0～5歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39,380	38,159	36,316	35,119	34,042
②確保数(人日)	39,380	38,159	36,316	35,119	34,042
③確保数(施設数)	2	3	3	3	3
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ■確保方策について

平成 26 年 4 月になかがわ保育園にて地域子育て支援拠点事業を開始し、平成 28 年 8 月にはみなみはた広場を開始しました。今後につきましては、状況に応じながら地域子育て支援拠点事業を推進していきます。

## 一時預かり事業①【幼稚園】

(施策体系 3-2-1-1-108 一時預かり事業の実施)

### ■事業概要

幼稚園に在籍している児童を対象として、通常の就園時間を超えて実施する一時預かり事業。現在は、私立幼稚園 2 カ所が預かり保育を実施しています。

### ■対象年齢

3～5歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10,885	10,676	3,303	2,261	2,102
②確保数	10,885	10,676	10,950	8,452	8,425
②-①=	0	0	7,647	6,191	6,323

(単位：人日)

### ■確保方策について

現在行っている預かり保育を継続する形で、一時預かり事業を実施していきます。

## 一時預かり事業②【保育所、ファミリー・サポート・センター】

施策体系 3-2-1-1-108 一時預かり事業の実施

3-3-1-3-121 住民相互の子育て支援

### ■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。現在、私立認可保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

### ■対象年齢

0～5歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,805	2,732	820	801	777
②確保数	2,805	2,732	820	801	777
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人日)

### ■確保方策について

認可保育所やファミリー・サポート・センター事業での一時預かりの推進を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、おたすけ会員数を確保し、一時預かり事業確保数を維持し、増加につなげるように努めます。

## 病児・病後児保育事業

(施策体系 3-2-1-1-109 病児・病後児保育の実施)

### ■事業概要

急な発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う事業。

### ■対象児童

0～12歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	200	195	576	576	576
②確保数	200	195	1,152	1,152	1,152
②-①=	0	0	576	576	576

(単位：人日)

### ■確保方策について

社会全体として就労希望者の増加等の影響により量の見込みが増えることも考えられることから、確保数を維持していきます。

## 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

(施策体系 3-3-1-3-121 住民相互の子育て支援)

### ■事業概要

就学児童の預かりや送迎等の援助を必要とするおねがい会員及びそのおねがい会員を援助するおたすけ会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。現在、業務委託にてファミリー・サポート・センターを実施しています。

### ■対象児童

就学児童（1～6年生）

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	156	156	156	156	156
②確保数	156	156	156	156	156
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人日)

### ■確保方策について

援助が必要なおねがい会員の希望日程や内容などの利用者のニーズが満たされるサービスが提供できるように、援助するおたすけ会員の確保が十分に必要があることから、広報による制度や会員募集の周知など推進を図り、会員の増加を図ります。

## 利用者支援事業

(施策体系 1-2-2-1-22 利用者支援の実施)

### ■事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

### ■対象児童

0歳～5歳

### ■量の見込みと確保数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：カ所)

### ■確保方策について

ふれあいこども館にて、子育て支援に関する情報を集約し、多様化する個別ニーズを把握し、情報提供及び必要に応じた相談・助言が行えるよう対応していきます。

## 乳児家庭全戸訪問事業

(施策体系 1-1-1-2-5 新生児訪問の実施)

### ■事業概要

子育て世帯の孤立を防止するため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や発育状況、育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等により育児不安の軽減を図る事業。また、産婦の健康管理及び必要な指導を実施します。

### ■対象年齢

0歳児

### ■量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	526	509	491	475	463
確保方策	【実施体制】助産師 1 名、保健師 3 名 【実施機関】健康課				

(単位：人)

## 養育支援訪問事業

(施策体系 1-2-2-1-21 家庭訪問・電話相談の実施)

### ■事業概要

乳児全戸訪問事業等により、継続して養育支援が必要な家庭に児童家庭相談員や保健師等が訪問し、養育が適切に行われるよう助言、指導その他必要な支援を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

### ■対象児童

0歳

### ■量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38	37	35	34	33
確保方策	【実施体制】助産師 1 名、保健師 2 名、児童家庭相談員 1 名 【実施機関】健康課、こども応援課				

(単位：人)

## 妊婦健康診査

(施策体系 1-1-1-1-2 妊娠健康診査の実施・助成)

### ■事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診（基本健診・血液検査・尿検査・超音波検査など）を行う。医療機関及び助産所において、妊婦健康診断票を使用し、定期健診を受けて、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げていきます。

### ■対象者

妊婦

### ■量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7,364	7,126	6,874	6,650	6,482
確保方策	【実施体制】福岡県・佐賀県・大分県の医師会及び福岡県助産師と契約 【実施機関】健康課				

(単位：人回)

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(施策体系 1-3-2-1-39 実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討)

### ■事業概要

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて費用の一部を補助する事業。

### ■確保方策

今後、国の動向を勘案し、事業の実施について検討していきます。

## 4. 計画の推進体制

### (1) 関係機関等との連携

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め関係各課が密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「那珂川町子育て支援推進協議会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、第二次次世代育成支援地域行動計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価に当たっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。